

中高年齢のひきこもりに伴う生活困難に関する一考察 —「狭間」概念による一事例の分析—

矢ヶ部陽一¹・滝口 真²

(¹中九州短期大学幼児保育学科・西九州大学大学院生活支援学研究科 博士後期課程、
²西九州大学健康福祉学部社会福祉学科)

(平成30年10月31日受理)

A Study on Life Difficulties Due to Hikikomori of Middle -Age and aged -An analysis of a case by “concept of narrow”-

Youichi YAKABE¹, Makoto TAKIGUCHI²

*¹Nakakyuusyuu Junior College Infant childcare department·Nishikyushu University graduate school
Department of Life Support Science Doctoral Course*

²Nishikyushu University Faculty of Health and Welfare Department of Social Welfare Science

(Accepted: October 31, 2018)

Abstract

In this paper, case studies were conducted using the concept of narrow space to analyze the process and structure leading to the difficulty of living of people in middle-aged and aged Hikikomori. The case analysis data is a self-case example, and it is a reanalysis of a case where the author conducted the case study before. For the analysis of the case, we used eco map to visualize the narrow space where the client falls. As the living difficulties of middle-aged and aged Hikikomori analyzed by the concept of narrow space, (1) The intervals interact with each other, causing a vicious circle, and various factors are complicatedly involved, and a narrow space is formed in a complex manner. (2) Narrow intervals are formed including the time axis from the past (3) The existence of disabled obstacles and social exclusion are shaped to approach. The above was suggested.

キーワード：中高年齢のひきこもり、生活困難、狭間概念、事例研究

Key words : Middle-aged and aged Hikikomori, Difficulty of life, Narrow concept, Case study

1. 研究の背景

ひきこもりの長期・高齢化が新たな社会問題となってきた。報道等にて、80代の親と50代のひきこもり状態の子が生活困窮状態に陥るといふ8050問題がクローズアップされている。従来、ひきこもりは青少年の問題として認識されることが多かったが、ひきこもりの長期化による経済的な窮迫や家族問題、社会的孤立等の生活問題も表出してきている背景がある。

ひきこもりは、疾患ではなく、あくまで対人関係を含む社会との関係に生じる現象の一つをおおまかに表している言葉¹⁾とされている。ここでいう社会との関係に生じるひきこもりの問題は、従来までメンタルヘルスや就労支援の対象として捉えられ²⁾、あまり社会福祉や生活支援の問題として分析されてこなかった。しかし、現象概念であるひきこもりは、もっと多様な視点で捉えることが可能であり、別の論点を示すことができると考える。

そのため、筆者らの一人は、中高年齢化するひきこもりにある人々を対象としたソーシャルワーク実践について検討し³⁾、ひきこもりである人々の生活環境の評価や社会との再会段階等をソーシャルワーク実践の対象とすることを述べた。また、ソーシャルワークの視点として、ひきこもりという生活困難事象を分析する必要性についても考察した。

現状として、長期・高齢化が進展しているわが国のひきこもりの実態において、従来とはまた異なる視点から分析を行い、ひきこもり事象を把握し支援を展開していくことは今後迫られていく課題であろう。

2. 研究の目的と方法

本稿においては、生活困難を実践対象とするソーシャルワークの視点より、中高年齢のひきこもりにある人々の生活困難に至る過程や構造を分析し、探索的にひきこもり状態の長期化や高齢化に至る要因や背景を考察する。

研究方法としては、事例研究を実施する。具体的には、中高年齢のひきこもりの既存の事例を対象にして、生活困難事象の分析概念である「狭間」概念⁴⁾を用いて事例分析を行うものである。

なお、本稿では、40歳以上のひきこもり状態である人々について、中高年齢のひきこもりと定義している。また、データとなる事例は、2007年から2010年までに筆者らの一人が担当したソーシャルワーク実践の一部事例である。

本稿の事例研究は、米本(2002)⁵⁾がいう一つの事例がもつ多彩な条件を記述分析することによって、法則や類

型に対しても仮説生成的に発信することが可能であるということ、また三毛(2009)⁶⁾が示している分析概念の転用によって、一事例を厚く記述し既存の概念やモデルの一般性を高めることになること、さらに林(2005)⁷⁾による事例研究には実践から理論を生み、理論の精緻化を実践で図るといふ実践の科学化が包含されるという指摘から、例え一事例の分析においても普遍化や一般化に向けた研究の意義があると考えられる。

3. 倫理的配慮

本稿の事例分析のデータは、筆者らの一人が以前に事例研究⁸⁾を実施したなかの一事例を再分析した自験例である。個人や関係者が特定できないように匿名化と修正を行っている。

従って、事例研究の目的と文脈を損なわないようにして、事例を加工している。また、仮に近い関係者が本稿に触れても、不利益を被らず、かつ不信感を与えないように事例の修正、加筆していることを断っておきたい。

4. 分析の視点としての狭間概念

狭間概念は、平塚・他(2005)⁹⁾によって、生活困難事象を認識するための概念として論証されたものである。そもそも狭間とは、「制度の狭間」として捉えられることが多いが、実際は制度の欠陥のみではなく、保健、医療、福祉にまたがる場(構造)と過程、そこに織り込まれる多様な諸価値に着目した多様で複雑な社会関係の喪失様態を示したものである。

狭間の定義について、平塚・他(2005)は、「利用者自身がむしろ専門職をはじめ家族や地域の人々、多様な社会制度と関係を切り結ぶ社会関係上の不適切な構造と機能、価値の問題が生活困難を経験し、生活破綻のリスクをさらに抱えさせられるようなメカニズム」としている。また、狭間の意味として、「狭間に至らしめる社会関係の喪失様態は、クライアント、クライアントにとっての重要な他者(家族)、クライアント等と直接的・間接的に関与する関係機関及びその関係者(ソーシャルワーカー、他職種)、その他から構成される多極構造のなかでの価値の対立(衝突)や価値葛藤、これらの複合等から生じるものであること」が明らかにされている。

狭間概念の特徴としては、岡村重夫(1983)¹⁰⁾が示した社会関係論のみでは説明しつくすことができない生活困難事象をより具象化し、そこにある社会的現実と複雑な構造と機能を分析する概念として構築されたものである。狭間という概念を用いることによって、クライアントの複雑な生活事象の解明と社会的排除に至る巧妙なメカニズムを可視化することができる。

社会的な弱さを抱えた人々が陥る狭間は、目に触れにくくその認識は容易には理解され難いであろう。だからこそ、狭間概念を用いる必要性が生じる。本事例のようなひきこもりという複雑な生活困難事象を分析する際にも、新たな視点と分析手法を見出せる概念だと考える。

以下の表は、狭間概念の類型を示したものである。

表1 狭間概念

○類型1：資源配分やサービス供給に関する制度上の未整備等の欠落による関係
○類型2：制度の欠損による関係
○類型3：制度機構（機関・組織）の諸価値間の葛藤・逆機能
○類型4：ソーシャルワーカーや他専門職、関係者による逆機能
○類型5：ソーシャルワーカーと関連機関との関係（協力、連携、協働）
○類型6：クライアントとクライアントにとって重要な他者（家族等）との関係
○類型7：直・間接的にクライアントに関係する人々のクライアントに対する社会的排除
○類型8：クライアント自身の自己破壊的行為による関係遮断・切断的關係
○類型9：クライアント自身の主体性の発揮
○類型10：複合型
○類型11：その他

出典：平塚良子・他（2005）「保健・医療・福祉の狭間におかれる人々の生活困難に関する研究」『社会福祉教育年報』第25集，467-468より、各類型を抜粋。

5. 自験事例による狭間の分析

(1) 事例の概要

40歳代の単身男性（以下、クライアントと表記する）である。見た目には穏やかな印象を受ける方である。数か月前に転居してきてから生活保護を受給しており、現在は無職となっている。高齢化が進んだ集合住宅に居住しており、家事や炊事は一人で行的ながら暮らしている。

生活保護担当ケースワーカー（以下、生活保護担当CWと表記する）からの情報では、親類とのつきあいは途絶えているが、兄との関係は細々と保っている。現在は近隣との交流もなく、買い物等以外は自宅にひきこもった生活を送っている。ただし、生活保護担当CWや近隣との関係は思わしくなく、近隣との関係の話になるとクライアントは怒りを表すこともあるとのことであった。

生活歴としては、ここ1～2年の職業歴はない。それまでは職を転々としてきているが、特に大きな疾患はなく、通院等もない。しかし、何時からかはっきりしない

が「隣人が嫌がらせをしてくる」という訴えがあり、ここ数年は近隣とのトラブルもあって居住地を変更している。その時々の詳細な情報については不明である。現居住地に移っても、程なくして「自治会の人自分が自分を罵りかけようとしてくる。自分は狙われている。」との発言がみられ、近隣住民との関係も悪化していき、確執が深まっていった。

生活保護担当CWとしては就労指導を実施する必要性もあるが、それ以上に近隣地域から本人に対する苦情が寄せられており、自宅からの退去が迫られている状況が懸念となっている。福祉事務所としては、援助困難ケースとして扱われているとのことであった。このままでは、クライアントとの援助関係、また近隣地域との関係性も保つことができないため、筆者らの一人（以下、SWrと表記する）が担当する精神保健福祉相談に至る経過となった。

なお本事例は、以前にSWrが、精神保健福祉相談の視点より事例研究を実施したものであり、ひきこもり状態からいかに精神科医療の治療につなげるかという受診援助プロセスとその方法、技術について考察を行ったことがある¹¹⁾。しかし、改めて「狭間」概念の視点から同事象を捉えてみると、これまで感覚的で形とされていなかったクライアントの生活困難の諸相が表2のように浮かび上がってくる。

表2 事例における狭間の概要

狭間の類型	事例との対応関係	狭間の概要
類型1	-	-
類型2	○	援助希求のなさによる制度的限界。
類型3	○	生活保護制度の運用価値との葛藤。
類型4	○	トラブルによる援助関係者からの忌避。
類型5	-	-
類型6	○	親族との関係が途絶えている。
類型7	○	近隣関係者からの拒否と孤立。
類型8	○	クライアント自らの関係遮断。
類型9	○	周囲への被害感によるひきこもり生活。
類型10	○	上記類型の複合
類型11	○	隠された障害に対する援助の不在。

※筆者作成

(2) 事例にみられる「狭間」

本稿においては、狭間概念を用いて、クライアントへの援助展開のなかで生じている狭間となった状況とその構造について分析していく。

1) 関係者や関係機関とのあいだに生じている狭間（類型3、4、6、7等が該当）

クライアントは親族とも疎遠であり、唯一つながりが

あるのは兄のみである。しかし、唯一のキーパーソンといえる兄さえ行政関係者の依頼により関りが続いているのみで決して良好な間柄とはいえなかった。過去の経過から、兄に支援を期待することは難しい関係性である。

当初、生活保護担当CWとしては、目立った疾患もないことから就労に向けた指導や援助を展開する援助計画となっていた。しかし、訪問や面接のたびに話題になるのは、近隣住民との確執についてであった。なかなか就労に向けた方向に話が進まなかった。立場上、生活保護担当CWとしても援助方針についての葛藤を覚えはじめていた。

程なく近隣との関係は悪化し始め、援助ニーズとしてクライアントの精神疾患が疑われるようになった。コミュニケーションをとることが困難であることから、周囲から精神科治療を受けることが求められる事態が生じてきた。また、近隣住民、自治会からも、「自治会のルールが理解できていない。尋ねても、意味もなく怒り出す。何を考えているかわからない。」と周囲との孤立を深めていく状況であった。

福祉事務所のなかでも、クライアントと関係がとりづらく、近隣との関係も悪化していることから、いわゆる困難ケースという認識がなされるようになっていった。

この状況は、狭間として、図1のように、類型3「制度機構（機関・組織）の諸価値間の葛藤・逆機能」、類型4「ソーシャルワーカーや他専門職、関係者による逆機能」、類型6「クライアントとクライアントにとって重要な他者（家族等）との関係」、類型7「直・間接的にクライアントに関係する人々のクライアントに対する社会的排除」がはたらいていると考えられる。

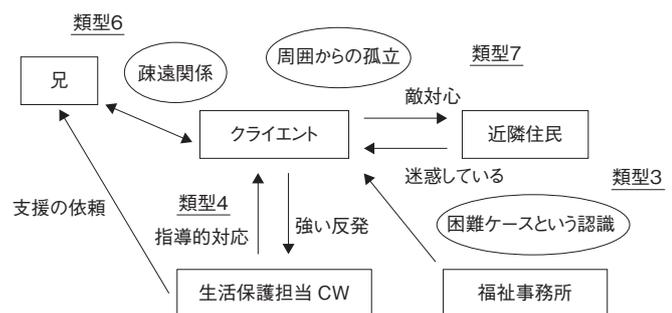


図1 周囲との関係に生じている狭間のメカニズム

2) クライアント自身が形成する狭間（類型8、9等が該当）

生活保護担当CWが同席するなか、クライアントとSWrとの初回面接が行われた。周囲から精神障害が疑われていたが、クライアントとの面接で印象的だったのは、真剣な表情で「近所や警察の人が自分に嫌がられせをしてくる。安心して眠ることができないし、気が滅入っている。本当に困っている。」という切実な語りであっ

た。事実、クライアントの自宅の訪れたときは、身を守るように嚴重に施錠され、外から見えないように隙間なくカーテン等で空間が遮られていた。

クライアントの語りとしては、「近隣の人たちが嫌がらせをするので、自分は外に出ることはできない。周囲を警戒しながら、自分を守らなくてはいけない」、「なるべく近隣の人たちとも接することは避けている」ことを強調していた。周囲と対峙によって、感情的にもつよく害している様子が伺えた。

そのような行為の帰結として、ますます周囲を遠ざけ自身の殻に閉じこもるような生活を送る日々となっていった。

ここでの狭間は、図2のように、類型8「クライアント自身の自己破壊的行為による切断的關係」、類型9「クライアント自身の主体性の発揮」による他者を遮断した生活実態が要因としてあげられる。

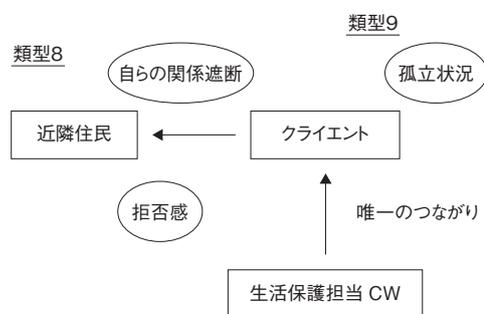


図2 クライアント自身が生じさせる狭間のメカニズム

3) 退去要求の圧力としての狭間（類型3、4、7、8等が該当）

転居後数か月たつと、クライアントの自治会ルールを逸脱した行動、近隣への迷惑行為が散見されるようになり、自治会より居住管轄の公的機関に苦情が寄せられるようになった。やがてその声は日に日に大きくなり、クライアントは居住管轄機関より公式に自宅からの退去要求が迫られる事態となってしまった。

福祉事務所にも同様の苦情が、近隣、居住管轄機関より寄せられ、生活保護担当CWとしては、板挟み的なジレンマを深めていった。当然に、生活保護実施機関の担当としては、近隣とのトラブルを解決に向けて生活保護制度に基づく援助指導を行うわけであるが、一方でクライアントとしては自身を守るという思いに基づく対処行為をとっており、それらの乖離が生活保護担当CWとクライアントとの関係もますます悪化する事態となっていった。

クライアントの同様なトラブルは初回のものではなく、前居住地においても似たようなトラブルを抱え、孤立状態に陥っていたことがあるとのことであった。

狭間としては、図3のように、類型3「制度機構（機

関・組織)の諸価値間の葛藤・逆機能]、類型4「ソーシャルワーカーや他専門職、関係者による逆機能」、類型7「直・間接的にクライアントに関係する人々のクライアントに対する社会的排除」、類型8「クライアント自身の自己破壊的行為による関係遮断・切断の関係」が生じている。

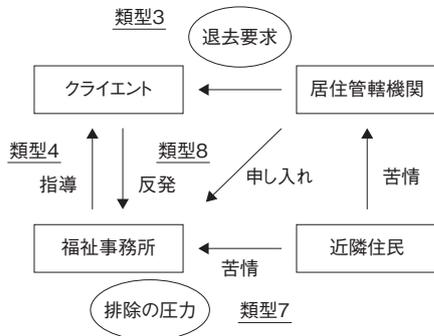


図3 地域からの排除圧力としての狭間のメカニズム

4) 制度的限界と見過ごされたきた障害による狭間 (類型2、類型3、類型11等が該当)

当初、生活保護担当CWとしては、就労指導という方針、その後近隣とのトラブルが表出してから生活指導や受療指示を実施していた。一般に、福祉事務所の指示としては、①健康に問題がなければ、就労に向けた指導や援助、②健康に懸念があれば、検診にて診断を受けるという流れが制度的運用としての原則になるのであるから、生活保護担当CWの援助を非難することはできない。

しかし、本事例においては、生活保護受給時には目立った疾患はないと把握されていたが、実際には何かしらの精神的疾患が疑われる状態であった。また加えて、クライアント自身も受療や治療を必要と感じない困り感のなさが、生活保護担当CWからは二重の困難要因ともいふべき状況であったと思われる。やがて時間の経過とともに、近隣との関係悪化、退去圧力等、クライアントを取り巻く環境が悪化する事態に陥っていった。

また結果的には、これまで似たようなトラブルを経験してきていることから、恐らくこれまでも受療が必要だと思われる状況や関係者の認識はあったであろう。援助を受ける機会は幾度かあったはずである。ところが、適切な援助や治療の導入が困難であったという経過や背景がみてとれる。クライアントの精神障害に対する援助が届かなかったという見方も可能である。

クライアントが置かれた状況として、客観的には精神科受療が求められるが、逆にクライアントの主観としては近隣を含む周囲から排除されているという認識がある。状況に乖離が生じているのである。その状況的な乖離に介入するシステムの不在は、制度的限界としてひとつの要因として挙げられるであろう。

狭間として、図4のように、類型2「制度の欠損による関係」、類型3「制度機構(機関・組織)の諸価値間の葛藤・逆機能」、類型11「その他(見過ごされたきた障害)」が形成されている。

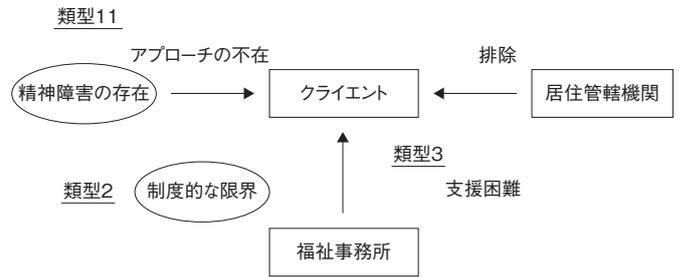


図4 生活保護制度の限界による狭間のメカニズム

なお、本事例の転機としては、精神保健福祉相談を担当するSWrが受診援助として介入し、精神科治療を受療することによって、クライアントの情緒も安定し近隣とのトラブルも沈静化していった。その後、通院も継続し比較的安定した在宅生活につながるようになった¹²⁾。ソーシャルワーク実践によって、一時的にせよ狭間は消失したと考えられる。

6. 考察

(1) 本事例における狭間の複合性

本稿では、狭間概念を用いて中高年齢に至るひきこもり事例について分析を試みてきた。本事例の狭間の全体的構造として、近隣とのトラブル・拒否、対応困難という認識、制度との衝突、アプローチ不足といった各要因が複雑に絡み、社会関係の軋轢や不調和としてクライアントの孤立を招き、さらに社会的排除となる状況に陥ってしまったことが考えられる。

図5は、本事例の狭間の複合性を図示したものである。狭間の全体像を示している。同図からは、狭間は単一で断片的なものではなく、連続し相互に関連している性質をもっているといえる。本事例の狭間としては、二重の構造として、見過ごされてきた障害と社会的な排除の様態が作用していることが考えられた。さらに、これら狭間生成の過程には、これまで分析してきた近隣トラブルや退去要求、困難ケースという認識等、様々な狭間要因が複雑に作用していることがみてとれる。平塚・他(2005)が指摘するように¹³⁾、社会関係の喪失様態は、様々な要素から構成される多極構造のなかで、価値対立や葛藤、そして論理の不一致、社会的排除形態等が複合して成立している。

また、本事例の狭間の特徴として、精神障害に関する支援や治療が置き去りにされてきたという背景要因が挙げられるであろう。ソーシャルワーク実践において、C・B・ジャーメイン(1976)¹⁴⁾が生態学的な変数として「時

間」という要素を述べたとおり、狭間の形態は現在形のみならず、過去から形成される性質も含むといえるであろう。

本事例の検討においては、生活困難を引き起こしている狭間の複合性は、悪循環ともいべき相互作用を生み、さらなる社会関係の喪失を招いていると考えられた。また、狭間は時間軸とも作用しているともいえることが示唆された。

本稿では、ひきこもり状態に陥る狭間の要因とその階層的なメカニズムの一端について分析できたと考える。

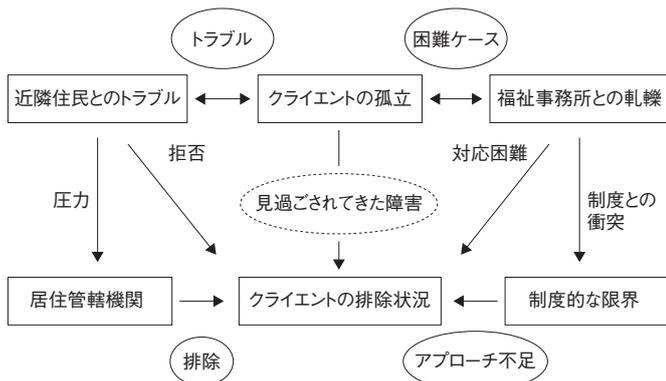


図5 複合的な狭間生成のメカニズム

(2) 狭間概念によるひきこもりの生活困難

狭間概念を用いて事例を分析することで、クライアントの精神障害の症状や援助の困難さに囚われるのみではなく、社会関係の喪失様態としてひきこもり状態に追いやられた事例の状況要因とそのメカニズムが浮かび上がってきたと考えられる。

本稿の事例分析において、中高年齢に至ったひきこもり状態の生活困難について示唆された点は、次のとおりである。

- ・クライアント自身が形成する狭間と周辺関係による狭間が相互に作用しており、どちらか片方の要因のみに還元できない。
- ・悪循環ともいべき社会関係の相互作用によって、さらに狭間が生み出されていく。そして、様々な要因が複雑に絡み合い、複合的に狭間が積み重なっていく。
- ・過去からの時間軸も含めて狭間が作用している。
- ・長期・高齢化傾向にあるひきこもり状態の陥りやすい狭間として、アプローチしづらい障害の存在と社会的排除が形成されている。

以上のような狭間概念を用いた生活困難の様態から、本稿の研究目的である「ひきこもり状態の長期化や高齢化に至る要因や背景」として、第1に、援助が困難となる障害の存在が要因となり社会的排除が形成されるこ

と、また第2に、外的・内的な狭間が悪循環し、より複合した狭間が生み出される背景があることが指摘できる。これらの作用が、ひきこもりの長期・高齢化を助長していることが考察された。

本稿の課題として、本事例は精神障害の影響がよい稀有なケースとして受け止められるかもしれない。しかし、厚生労働省のガイドラインが示しているとおおり、ひきこもりと精神障害の間接的な関連性は明らかにされており、本事例のひきこもり状況が一般化に値しないわけではないと考える。

また、普遍化された狭間概念を用いて本事例を分析することで、生活困難を一定の形にしてソーシャルワーク実践の対象や機能について示唆を得たことは意義があると考えられる。しかしながら、一事例の分析のみでは、信頼性や妥当性等に限界があるのは避けられない。今後は、本稿の考察を踏まえ、多数事例の帰納的な質的調査や質問紙による量的調査等の実施を研究課題とし、示唆された狭間メカニズムの妥当性についても更なる検討を加えていきたい。

引用文献

- 1) 厚生労働省 (2010) 『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』2007-2009年厚生労働科学研究事業「思春期のひきこもりをもたらし精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究(主任研究者 齋藤万比古) 報告書。
- 2) 関水徹平 (2016) 『「ひきこもり」経験の社会学』左右社。
- 3) 矢ヶ部陽一 (2018) 「中高年齢に至る『ひきこもり』概念に関する一考察-ソーシャルワーク実践対象としての検討-」『九州社会福祉研究』第43号, 西九州大学社会福祉学科, 17-31。
- 4) 平塚良子・他 (2005) 「保健・医療・福祉の狭間におかれる人々の生活困難に関する研究」『社会福祉教育年報』第25集, 日本社会福祉教育学校連盟, 459-470。
- 5) 米本秀仁 (2002) 「一例が語るもの」『ソーシャルワーク研究』Vol27, No 4, 相川書房, 271-275。
- 6) 三毛美予子 (2009) 「社会福祉実践を支える事例研究の方法-これまでの研究成果から考えること-」『社会福祉研究』第104号, 鉄道弘済会, 76-87。
- 7) 林真帆 (2015) 「質的データを用いたソーシャルワークに関する一考察-事例研究法に焦点をあてて-」『別府大学紀要』第56号, 別府大学, 65-74。
- 8) 矢ヶ部陽一 (2011) 「精神保健福祉相談における受診援助(通院医療)に関する一考察-支援に抵抗が見られた事例を焦点として-」『九州社会福祉研

究』第36号, 西九州大学社会福祉学科, 31-47.

- 9) 同掲4.
- 10) 岡村重夫(1983)『社会福祉原論』全国社会福祉協
議会.
- 11) 同掲8.
- 12) 同掲8.
- 13) 同掲4.
- 14) C・B・ジャーメイン・小島蓉子編訳(1992)『エ
コロジカル・ソーシャルワーク』学苑社, 23-42.

参考文献

- ・久保茂樹(2017)「退院援助における『狭間』につい
ての一考察－回復期リハビリテーション病棟でのソー
シャルワーク実践の一例から－」『ソーシャルワーク
研究』Vol43. No3, 相川書房, 218-225.
- ・猪飼周平(2015)「『制度の狭間』から社会福祉学の焦
点へ－岡村理論の再検討を突破口として－」『社会福
祉研究』第122号, 鉄道弘済会, 28-37.